

砂川市地籍調査事業基本計画

北海道砂川市

I. 地籍調査事業の定義

1. 地籍調査の目的

戦後における国土の開発、保全、高度化利用に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和26年に「国土調査法」が制定された。

国土調査法に定義される「地籍調査」とは、「一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。」とされており、土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎調査である。

2. 地籍調査の必要性

砂川市の土地に関する測量調査及び図面の作成状況については、北海道によって明治23年に作成された植民地区画図、大正12年に作成された土地連絡原図のほか、それぞれ図面が作成され、これらが法務局に地図に準ずる図面（公図）として備え付けられ、その後分筆、合筆などの変更が反映され、現在に至っている。

当時の測量技術の水準は、現在の近代的な測量技術と比較しきわめて精度を欠くものであり、更には、長い年月の経過によりその位置が不明となっている境界も多く存在している。

このような状況下で、土地取引や公共事業等が実施される際には、再度の測量が必要となり、多大な時間と費用が発生することが想定されることから、税の公平・公正な負担を図るためにも地籍調査の早急な着手が必要である。

3. 地籍調査の効果

地籍調査の実施により土地の境界、面積、地目等が明確になることから、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用が可能となり、以下の効果が見込まれる。

- ① 土地境界をめぐるトラブルの未然防止
- ② 登記手続きの簡素化・費用縮減
- ③ 土地の有効活用の促進
- ④ 建築物の敷地に係る規制の適用の明確化
- ⑤ 各種公共事業の効率化・コスト縮減
- ⑥ 公共物管理の適正化
- ⑦ 災害復旧の迅速化
- ⑧ 課税の適正化・公平化

II. 地籍調査事業計画

1. 調査区域の設定

「砂川市強靱化計画」及び「第7次国土調査事業十箇年計画」に位置付けられた地籍調査区域及び調査面積を設定する。

調査面積

本市の全区域から国の所有に属し公有水面等とされる「石狩川及び空知川」を除外した面積を調査面積とする。

単位：km²

全体面積 (砂川市全区域) ①	調査対象外面積		調査対象面積 ①－②－③
	国有林野 ②	公有水面等 ③	
78.68	－	2.47	76.21

2. 単位区域の設定

調査区域を分割して単位区域を設定する。地番区域（字界）や行政区界、号線並びに道路や河川等の長狭物の境界を基本に、調査面積・総筆数・地権者数等を考慮し設定する。

3. 事業計画の概要

(1) 地籍調査事業の進め方

地籍調査は、市が事業主体となり実施する。

市が直接実施する作業（直営）と外部委託により実施する作業で取り進め、作業については、「地籍調査作業規程準則」等を準用する「砂川市地籍調査作業規程」に基づいて実施する。

(2) 調査期間

調査期間については、国や北海道による予算配分の状況を考慮し、基本的に1区画4年間で実施することとし、令和8年度、または2番目着手区域は令和10年度、3番目着手区域は令和12年度からそれぞれ着手し、以降毎年度着手していく。

【イメージ図】

年度 区域	8	9	10	11	12	13	14	15	16
A	●	●	●	●					
B			●	●	●	●			
C					●	●	●	●	
D						●	●	●	●

(3) 精度及び縮尺の区分

地籍調査作業規程準則第 11 条及び同運用基準第 5 条において定められた下記の区分に基づき実施する。

① 精度区分

精度区分	適用区域
甲 1	大都市の市街地区域
甲 2	中都市の市街地区域
甲 3	上記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区域
乙 1	農用地及びその周辺区域
乙 2	山林及び原野（乙 3 の区域を除く）並びにその周辺の区域
乙 3	山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域

② 縮尺区分

縮尺区分	調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値	土地利用状況による適用
1/250	250 m ² 未満の場合	主として宅地が占める地域及びその周辺の地域
1/500	250 m ² 以上 1,000 m ² 未満の場合	
1/1,000	1,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満の場合	主として田、畑が占める地域及びその周辺の地域
1/2,500	4,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満の場合	主として山林、牧場、原野が占める地域及びその周辺の地域
1/5,000	25,000 m ² 以上の場合	

③ 本市計画区域において適用する精度及び縮尺区分

精度区分	縮尺区分	調査面積	所有者数	筆数
		(km ²)	(人)	(筆)
甲三	1/250	2.36	2,286	4,741
甲三	1/500	12.47	4,621	13,930
乙一	1/500	10.90	972	3,228
乙一	1/1,000	13.18	810	2,268
乙一	1/2,500	5.19	157	298
乙二	1/500	8.32	685	2,024
乙二	1/1,000	15.74	959	2,231
乙二	1/2,500	6.88	129	186
乙二	1/5,000	1.18	15	19
合計		76.22	10,634	28,925

(4) 単位区域別事業計画一覧表 ※区域番号は、着手順を示すものではありません。

区域番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
1	空知太 4	空知太	1.80	205	385	乙一	1/1000
2	空知太 1	空知太	2.48	12	155	乙二	1/1000
3	空知太 2	空知太	1.18	32	298	乙二	1/500
4	空知太 3	空知太	1.29	88	631	乙二	1/500
5	富平 1	富平	4.57	296	531	乙二	1/1000
6	富平 2	富平	2.99	288	803	乙一	1/500
7	一の沢 1	一の沢	3.10	84	178	乙二	1/2500
8	一の沢 2	一の沢	1.63	70	156	乙二	1/1000
9	一の沢 3	一の沢	2.01	84	274	乙二	1/1000
10	一の沢 4	一の沢	2.53	131	442	乙一	1/1000
11	一の沢 5	一の沢	0.95	48	159	乙二	1/1000
12	北光 1	北光	1.80	141	550	乙一	1/500
13	北光 2	北光	1.82	159	621	乙一	1/500
14	北光 3	北光	1.19	94	118	乙二	1/1000
15	袋地	北光 (袋地)	1.38	51	204	乙一	1/1000
16	焼山 1	焼山	3.30	2	3	乙二	1/2500
17	焼山 2	焼山	2.18	157	603	乙一	1/1000
18	焼山 3	焼山	2.75	166	381	乙二	1/500
19	焼山 4	焼山	2.24	146	624	乙一	1/500
20	北吉野町	北吉野町 吉野 4 条南 3 丁目	1.74	196	516	乙一	1/500
21	南吉野町	南吉野	0.31	42	114	乙一	1/500
22	鶉 1	鶉	0.74	59	141	乙一	1/1000
23	鶉・上砂川	鶉 4 上砂川	1.18	15	19	乙二	1/5000
24	宮城の沢 1	宮城の沢	2.09	73	120	乙二	1/2500
25	宮城の沢 2	宮城の沢	1.69	66	106	乙二	1/2500
26	宮城の沢 3	宮城の沢	1.13	74	218	乙一	1/500
27	宮城の沢 4	宮城の沢	1.89	61	77	乙二	1/2500
28	東豊沼 1	東豊沼	2.51	177	416	乙二	1/1000
29	東豊沼 2	東豊沼 吉野 4 条南 7 丁目 日の出 1 条南 1 0 丁目 日の出 1 条南 1 1 丁目 日の出 1 条南 1 2 丁目 日の出 1 条南 9 丁目 日の出 2 条南 9 丁目	3.15	357	794	乙一	1/500
30	西豊沼	西豊沼	3.89	354	749	乙一	1/1000
31	オアシス	オアシス	1.06	31	166	乙二	1/1000
32	市街 1	空知太西 1 条 7 丁目 空知太西 4 条 7 丁目 空知太西 5 条 7 丁目 空知太西 5 条 8 丁目 空知太西 6 条 7 丁目 空知太西 6 条 8 丁目 空知太東 1 条 7 丁目	0.25	165	521	甲三	1/250

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者 数(人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
33	市街 2	空知太東 1 条 6 丁目 空知太東 2 条 6 丁目 空知太東 3 条 6 丁目	0.16	105	214	甲三	1/500
34	市街 3	空知太西 1 条 4 丁目 空知太西 1 条 5 丁目 空知太西 1 条 6 丁目 空知太西 2 条 4 丁目 空知太西 2 条 5 丁目 空知太西 3 条 4 丁目 空知太西 3 条 5 丁目 空知太西 3 条 6 丁目	0.24	244	349	甲三	1/500
35	市街 4	空知太西 4 条 4 丁目 空知太西 4 条 5 丁目 空知太西 4 条 6 丁目 空知太西 5 条 4 丁目 空知太西 5 条 5 丁目 空知太西 5 条 6 丁目 空知太西 6 条 5 丁目 空知太西 6 条 6 丁目	0.22	186	334	甲三	1/500
36	市街 5	空知太東 3 条 4 丁目 空知太東 3 条 5 丁目 空知太東 4 条 4 丁目 空知太東 4 条 5 丁目 空知太東 5 条 4 丁目	0.23	341	451	甲三	1/500
37	市街 6	空知太東 1 条 3 丁目 空知太東 1 条 4 丁目 空知太東 1 条 5 丁目 空知太東 2 条 3 丁目 空知太東 2 条 4 丁目 空知太東 2 条 5 丁目	0.26	116	221	甲三	1/500
38	市街 7	空知太東 3 条 2 丁目 空知太東 3 条 3 丁目 空知太東 4 条 2 丁目	0.24	198	292	甲三	1/500
39	市街 8	空知太東 1 条 1 丁目 空知太東 1 条 2 丁目 空知太東 2 条 1 丁目 空知太東 2 条 2 丁目 空知太東 3 条 1 丁目 空知太東 4 条 1 丁目	0.15	130	213	甲三	1/500
40	市街 9	空知太西 1 条 2 丁目 空知太西 1 条 3 丁目	0.28	94	177	甲三	1/500
41	市街 10	空知太西 1 条 1 丁目 西 6 条北 2 4 丁目 西 7 条北 2 4 丁目 西 8 条北 2 4 丁目	0.29	18	139	甲三	1/500
42	市街 11	西 1 条北 2 3 丁目 西 1 条北 2 4 丁目 西 2 条北 2 3 丁目 西 2 条北 2 4 丁目 西 5 条北 2 3 丁目 東 1 条北 2 3 丁目	0.28	27	66	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
43	市街 12	西 6 条北 2 1 丁目 西 6 条北 2 2 丁目 西 6 条北 2 3 丁目 西 7 条北 2 2 丁目 西 7 条北 2 3 丁目 西 8 条北 2 2 丁目 西 8 条北 2 3 丁目	0.31	19	57	甲三	1/500
44	市街 13	西 1 条北 2 1 丁目 西 1 条北 2 2 丁目 西 2 条北 2 1 丁目 西 2 条北 2 2 丁目 西 3 条北 2 1 丁目 西 3 条北 2 2 丁目 西 4 条北 2 1 丁目 西 4 条北 2 2 丁目 西 5 条北 2 1 丁目 西 5 条北 2 2 丁目 東 1 条北 2 1 丁目 東 1 条北 2 2 丁目	0.24	56	99	甲三	1/500
45	市街 14	西 1 条北 1 9 丁目 西 1 条北 2 0 丁目 西 2 条北 1 9 丁目 西 2 条北 2 0 丁目 西 3 条北 1 9 丁目 西 3 条北 2 0 丁目 西 4 条北 1 9 丁目 西 4 条北 2 0 丁目 西 5 条北 2 0 丁目 東 1 条北 1 9 丁目 東 1 条北 2 0 丁目	0.21	28	72	甲三	1/500
46	市街 15	西 1 条北 1 6 丁目 西 1 条北 1 7 丁目 西 1 条北 1 8 丁目 西 2 条北 1 6 丁目 西 2 条北 1 7 丁目 西 2 条北 1 8 丁目 西 3 条北 1 8 丁目 西 4 条北 1 6 丁目 西 4 条北 1 7 丁目 西 4 条北 1 8 丁目 西 5 条北 1 6 丁目 西 6 条北 1 6 丁目 東 1 条北 1 6 丁目 東 1 条北 1 7 丁目 東 1 条北 1 8 丁目	0.30	148	248	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
47	市街 16	西 1 条北 1 3 丁目 西 1 条北 1 4 丁目 西 1 条北 1 5 丁目 西 2 条北 1 4 丁目 西 3 条北 1 4 丁目 西 3 条北 1 5 丁目 西 4 条北 1 4 丁目 西 4 条北 1 5 丁目 西 5 条北 1 3 丁目 西 5 条北 1 4 丁目 西 5 条北 1 5 丁目 西 6 条北 1 4 丁目 西 6 条北 1 5 丁目 西 7 条北 1 4 丁目 西 7 条北 1 5 丁目 西 8 条北 1 4 丁目 西 8 条北 1 5 丁目 東 1 条北 1 3 丁目 東 1 条北 1 4 丁目 東 1 条北 1 5 丁目	0.39	229	399	甲三	1/500
48	市街 17	西 1 条北 1 0 丁目 西 1 条北 1 1 丁目 西 1 条北 1 2 丁目 東 1 条北 1 0 丁目 東 1 条北 1 1 丁目 東 1 条北 1 2 丁目	0.18	120	295	甲三	1/500
49	市街 18	西 3 条北 1 0 丁目	0.29	5	66	甲三	1/500
50	市街 19	晴見 3 条北 1 0 丁目 晴見 3 条北 8 丁目 晴見 3 条北 9 丁目 晴見 4 条北 1 0 丁目 晴見 4 条北 8 丁目 晴見 4 条北 9 丁目	0.23	148	309	甲三	1/500
51	市街 20	晴見 1 条北 1 0 丁目 晴見 1 条北 1 1 丁目 東 4 条北 1 0 丁目 東 4 条北 1 1 丁目 東 5 条北 1 0 丁目 東 6 条北 1 0 丁目 東 6 条北 1 1 丁目	0.29	44	154	甲三	1/500
52	市街 21	晴見 1 条北 5 丁目 晴見 1 条北 6 丁目 晴見 1 条北 7 丁目 晴見 1 条北 8 丁目 晴見 1 条北 9 丁目 晴見 2 条北 1 0 丁目 晴見 2 条北 5 丁目 晴見 2 条北 6 丁目 晴見 2 条北 7 丁目 晴見 2 条北 8 丁目 晴見 2 条北 9 丁目	0.32	189	301	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
53	市街 22	東 1 条北 7 丁目 東 1 条北 8 丁目 東 1 条北 9 丁目 東 2 条北 6 丁目 東 2 条北 7 丁目 東 2 条北 8 丁目 東 2 条北 9 丁目 東 3 条北 6 丁目 東 3 条北 7 丁目 東 3 条北 8 丁目 東 4 条北 5 丁目 東 4 条北 6 丁目 東 4 条北 7 丁目 東 4 条北 8 丁目 東 4 条北 9 丁目 東 5 条北 5 丁目 東 5 条北 6 丁目 東 5 条北 7 丁目 東 5 条北 8 丁目 東 5 条北 9 丁目 東 6 条北 5 丁目 東 6 条北 6 丁目 東 6 条北 7 丁目 東 6 条北 8 丁目 東 6 条北 9 丁目	0.28	119	238	甲三	1/500
54	市街 23	西 1 条北 7 丁目 西 1 条北 8 丁目 西 1 条北 9 丁目 西 2 条北 7 丁目 西 2 条北 8 丁目 西 2 条北 9 丁目 西 3 条北 7 丁目 西 3 条北 9 丁目 西 5 条北 7 丁目 西 5 条北 8 丁目 西 6 条北 7 丁目 西 6 条北 8 丁目 西 7 条北 7 丁目 西 7 条北 9 丁目 西 9 条北 3 丁目 西 9 条北 4 丁目 西 9 条北 5 丁目 西 9 条北 6 丁目 西 9 条北 9 丁目	0.29	125	279	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
55	市街 24	吉野 1 条北 1 丁目 吉野 1 条北 2 丁目 吉野 1 条北 3 丁目 吉野 1 条北 4 丁目 吉野 2 条北 1 丁目 吉野 2 条北 2 丁目 吉野 2 条北 3 丁目 吉野 2 条北 4 丁目	0.32	200	397	甲三	1/500
56	市街 25	三砂町	0.29	64	1,836	甲三	1/500
57	市街 26	西 1 条北 1 丁目 西 1 条北 2 丁目 西 1 条北 3 丁目 西 1 条北 4 丁目 西 1 条北 5 丁目 西 1 条北 6 丁目 西 2 条北 1 丁目 西 2 条北 2 丁目 西 2 条北 3 丁目 西 2 条北 4 丁目 西 2 条北 5 丁目 西 2 条北 6 丁目 東 1 条北 1 丁目 東 1 条北 2 丁目 東 1 条北 3 丁目 東 1 条北 4 丁目 東 1 条北 5 丁目 東 1 条北 6 丁目 東 2 条北 1 丁目 東 2 条北 2 丁目 東 2 条北 3 丁目 東 2 条北 4 丁目 東 2 条北 5 丁目 東 3 条北 1 丁目 東 3 条北 2 丁目 東 3 条北 3 丁目 東 3 条北 4 丁目 東 3 条北 5 丁目	0.27	311	676	甲三	1/250

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
58	市街 27	西 3 条北 1 丁目 西 3 条北 2 丁目 西 3 条北 3 丁目 西 3 条北 4 丁目 西 3 条北 5 丁目 西 3 条北 6 丁目 西 4 条北 1 丁目 西 4 条北 2 丁目 西 4 条北 3 丁目 西 4 条北 4 丁目 西 4 条北 5 丁目 西 4 条北 6 丁目 西 5 条北 2 丁目 西 5 条北 3 丁目 西 5 条北 4 丁目 西 5 条北 5 丁目 西 5 条北 6 丁目 西 6 条北 2 丁目 西 6 条北 3 丁目 西 6 条北 4 丁目 西 6 条北 5 丁目 西 6 条北 6 丁目 西 7 条北 4 丁目 西 7 条北 5 丁目 西 7 条北 6 丁目 西 8 条北 2 丁目 西 8 条北 3 丁目 西 8 条北 4 丁目 西 8 条北 5 丁目	0.29	257	520	甲三	1/250
59	市街 28	吉野 3 条南 3 丁目 吉野 3 条南 4 丁目 吉野 3 条南 5 丁目 吉野 3 条南 6 丁目 吉野 3 条南 7 丁目 吉野 3 条南 8 丁目 吉野 4 条南 4 丁目 吉野 4 条南 5 丁目 吉野 4 条南 6 丁目 吉野 4 条南 8 丁目	0.36	392	2,643	甲三	1/500
60	市街 29	吉野 1 条南 1 丁目 吉野 1 条南 2 丁目 吉野 1 条南 3 丁目 吉野 1 条南 4 丁目 吉野 2 条南 1 丁目 吉野 2 条南 2 丁目 吉野 2 条南 3 丁目 吉野 2 条南 4 丁目	0.32	235	459	甲三	1/250

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
61	市街 30	東 1 条南 1 丁目 東 1 条南 2 丁目 東 1 条南 3 丁目 東 1 条南 4 丁目 東 2 条南 1 丁目 東 2 条南 2 丁目 東 2 条南 3 丁目 東 2 条南 4 丁目 東 3 条南 1 丁目 東 3 条南 2 丁目 東 3 条南 3 丁目 東 3 条南 4 丁目 東 4 条南 3 丁目 東 4 条南 4 丁目 東 5 条南 3 丁目 東 5 条南 4 丁目 東 6 条南 3 丁目 東 7 条南 4 丁目	0.23	151	314	甲三	1/250
62	市街 31	西 1 条南 1 丁目 西 1 条南 2 丁目 西 1 条南 3 丁目 西 1 条南 4 丁目 西 1 条南 5 丁目 西 1 条南 6 丁目 西 1 条南 7 丁目 西 1 条南 8 丁目 西 2 条南 1 丁目 西 2 条南 2 丁目 西 2 条南 3 丁目 西 2 条南 5 丁目 西 2 条南 6 丁目 西 2 条南 7 丁目 西 2 条南 8 丁目 西 3 条南 1 丁目 西 3 条南 2 丁目 西 3 条南 3 丁目 西 3 条南 4 丁目 西 3 条南 5 丁目 西 3 条南 6 丁目 西 3 条南 7 丁目 西 3 条南 8 丁目 西 4 条南 1 丁目 西 4 条南 2 丁目 西 4 条南 3 丁目 西 4 条南 4 丁目 西 4 条南 5 丁目 西 4 条南 6 丁目 西 4 条南 7 丁目 西 5 条南 5 丁目 西 5 条南 8 丁目	0.34	430	896	甲三	1/250

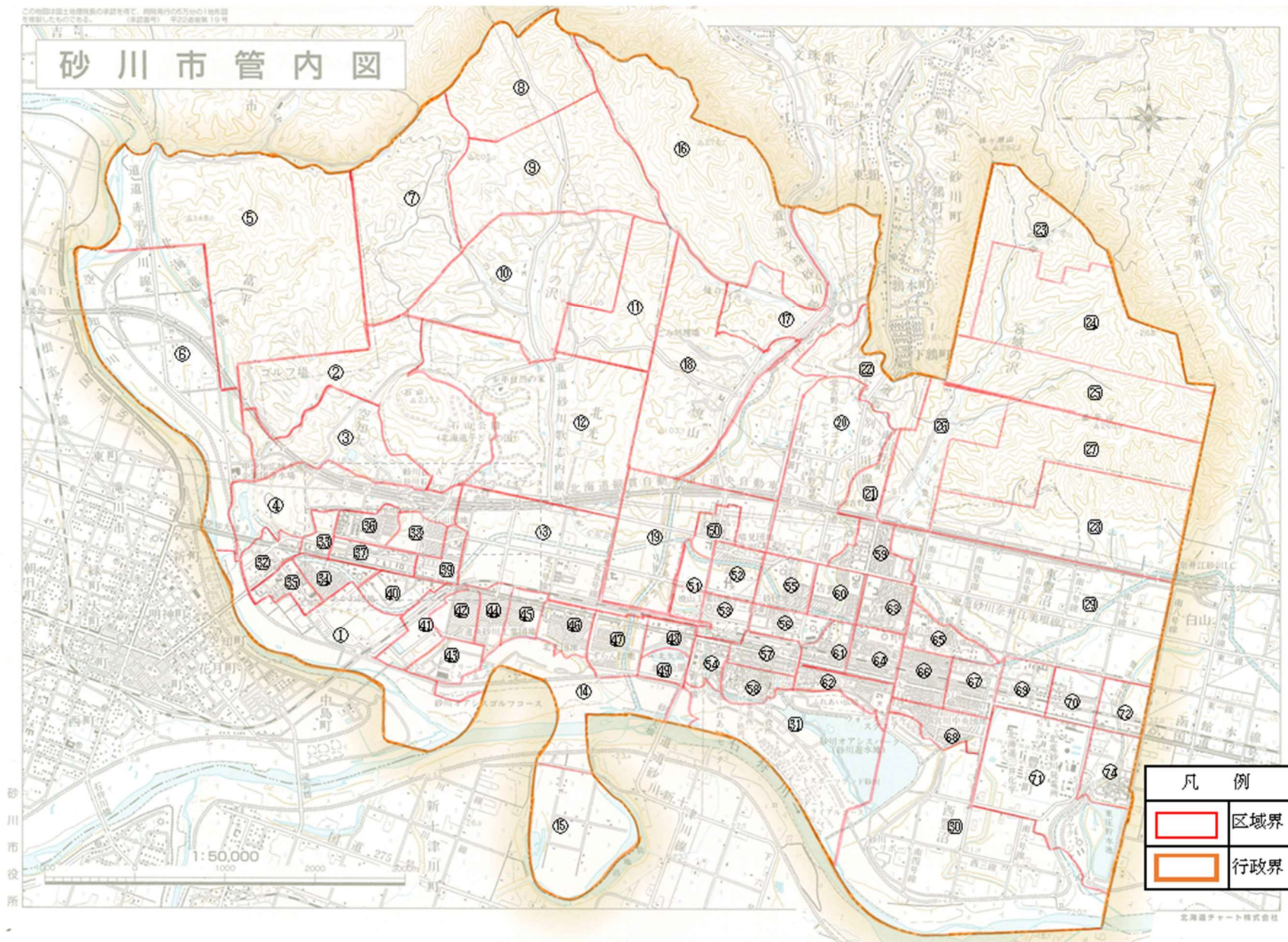
区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
63	市街 32	吉野 1 条南 5 丁目 吉野 1 条南 6 丁目 吉野 1 条南 7 丁目 吉野 1 条南 8 丁目 吉野 2 条南 5 丁目 吉野 2 条南 6 丁目 吉野 2 条南 7 丁目 吉野 2 条南 8 丁目	0.33	392	599	甲三	1/500
64	市街 33	東 1 条南 5 丁目 東 1 条南 6 丁目 東 1 条南 7 丁目 東 1 条南 8 丁目 東 2 条南 5 丁目 東 2 条南 6 丁目 東 2 条南 7 丁目 東 2 条南 8 丁目 東 3 条南 5 丁目 東 3 条南 6 丁目 東 3 条南 7 丁目 東 3 条南 8 丁目 東 4 条南 5 丁目 東 4 条南 6 丁目 東 4 条南 7 丁目 東 4 条南 8 丁目 東 5 条南 5 丁目 東 5 条南 6 丁目 東 5 条南 7 丁目 東 5 条南 8 丁目 東 6 条南 5 丁目 東 6 条南 6 丁目 東 6 条南 7 丁目 東 6 条南 8 丁目 東 7 条南 5 丁目 東 7 条南 6 丁目 東 7 条南 7 丁目 東 7 条南 8 丁目	0.33	389	655	甲三	1/250
65	市街 34	東 6 条南 1 0 丁目 東 6 条南 1 1 丁目 東 6 条南 1 2 丁目 東 6 条南 1 3 丁目 東 6 条南 1 4 丁目 東 6 条南 9 丁目	0.32	22	1,465	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
66	市街 35	西 1 条南 1 0 丁目 西 1 条南 1 1 丁目 西 1 条南 9 丁目 西 2 条南 1 0 丁目 西 2 条南 1 1 丁目 西 2 条南 9 丁目 東 1 条南 1 0 丁目 東 1 条南 1 1 丁目 東 1 条南 9 丁目 東 2 条南 1 0 丁目 東 2 条南 9 丁目 東 3 条南 1 0 丁目 東 3 条南 1 1 丁目 東 3 条南 9 丁目 東 4 条南 1 0 丁目 東 4 条南 1 1 丁目 東 4 条南 9 丁目 東 5 条南 1 0 丁目 東 5 条南 1 1 丁目 東 5 条南 9 丁目	0.33	348	700	甲三	1/250
67	市街 36	西 1 条南 1 2 丁目 西 1 条南 1 3 丁目 西 1 条南 1 4 丁目 西 2 条南 1 2 丁目 西 2 条南 1 3 丁目 西 2 条南 1 4 丁目 東 1 条南 1 2 丁目 東 1 条南 1 3 丁目 東 1 条南 1 4 丁目 東 3 条南 1 2 丁目 東 3 条南 1 3 丁目 東 3 条南 1 4 丁目 東 4 条南 1 2 丁目 東 4 条南 1 3 丁目 東 4 条南 1 4 丁目 東 5 条南 1 2 丁目 東 5 条南 1 3 丁目 東 5 条南 1 4 丁目	0.33	264	374	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
68	市街 37	西 3 条南 1 0 丁目 西 3 条南 1 1 丁目 西 3 条南 1 2 丁目 西 3 条南 1 3 丁目 西 3 条南 1 4 丁目 西 3 条南 9 丁目 西 4 条南 1 0 丁目 西 4 条南 9 丁目 西 5 条南 1 0 丁目 西 5 条南 1 1 丁目 西 5 条南 9 丁目 西 6 条南 1 1 丁目 西 6 条南 1 2 丁目 西 6 条南 1 3 丁目 西 6 条南 1 4 丁目 西 7 条南 1 1 丁目 西 7 条南 1 2 丁目 西 7 条南 1 3 丁目 西 7 条南 1 4 丁目	0.37	203	392	甲三	1/500
69	市街 38	東 1 条南 1 5 丁目 東 1 条南 1 6 丁目 東 1 条南 1 7 丁目 東 3 条南 1 5 丁目 東 3 条南 1 6 丁目 東 3 条南 1 7 丁目 東 4 条南 1 5 丁目 東 4 条南 1 6 丁目 東 4 条南 1 7 丁目 東 5 条南 1 5 丁目 東 5 条南 1 6 丁目 東 5 条南 1 7 丁目	0.33	122	231	甲三	1/500
70	市街 39	東 1 条南 1 8 丁目 東 1 条南 1 9 丁目 東 1 条南 2 0 丁目 東 3 条南 1 8 丁目 東 3 条南 1 9 丁目 東 3 条南 2 0 丁目 東 4 条南 1 8 丁目 東 4 条南 1 9 丁目 東 4 条南 2 0 丁目 東 5 条南 1 8 丁目 東 5 条南 1 9 丁目 東 5 条南 2 0 丁目	0.33	115	261	甲三	1/500
71	市街 40	豊沼町	1.87	34	187	甲三	1/500
72	市街 41	東 1 条南 2 1 丁目 東 1 条南 2 2 丁目 東 3 条南 2 1 丁目 東 3 条南 2 2 丁目 東 4 条南 2 1 丁目 東 4 条南 2 2 丁目 東 5 条南 2 1 丁目	0.32	33	135	甲三	1/500

区域 番号	単位区域名	主な字名	面積 (km ²)	所有者数 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺
73	市街 42	西 1 条南 2 1 丁目 西 3 条南 2 1 丁目 西 1 条南 2 2 丁目 西 3 条南 2 2 丁目 西 4 条南 2 2 丁目 西 5 条南 2 1 丁目 西 5 条南 2 2 丁目 西 7 条南 2 2 丁目	0.44	59	139	甲三	1/500
			76.22	10,634	28,925		

(5) 単位区域位置図 ※区域番号は、着手順を示すものではありません。



(6) 総事業費

地籍調査事業の総事業費は、概算事業費計 35 億 685.1 万円と事務費 6 億 1,370 万円を合わせた 41 億 2,055.1 万円を見込んでいる。

また、本事業は国及び北海道の補助金及び交付金を活用して実施する。

(単位：千円)

概算総事業費計		3,506,851
事務費	補助対象経費	104,329
	補助対象外経費	509,371
	計	613,700
総事業費	補助対象経費	3,611,180
	補助対象外経費	509,371
	計	4,120,551

事務費の主な内容として、地籍調査事業支援システム、地籍調査用車両の借り上げ料、境界杭埋設費や消耗品等の経費を見込んでいる。

なお、地籍調査期間外（3月～4月頃）の経費や境界杭（資材費のみ補助対象）の埋設費等については、補助対象外経費として計上している。

(7) 負担割合

本市が実施する地籍調査事業の経費負担割合は次のとおりとなっている。

区分	国	北海道	砂川市	
負担割合	50%	25%	25%	
			うち特別交付税	純負担
			$25\% \times 8/10 = 20\%$	5%

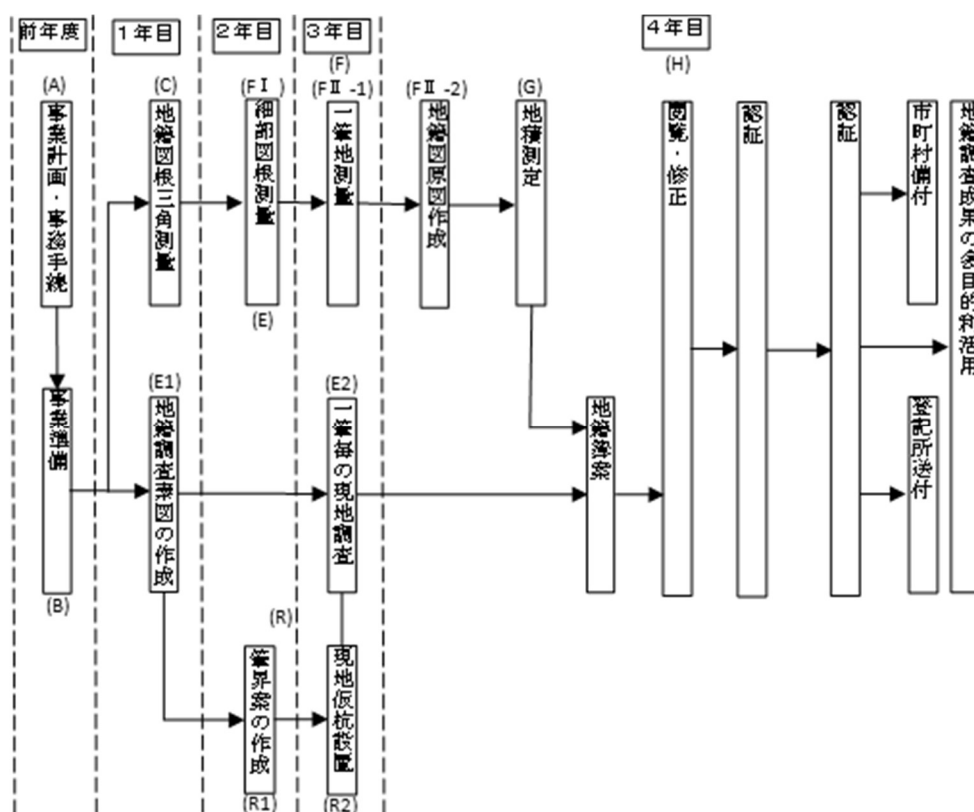
本市における費用負担額内訳

国	: 3,611,180 千円 × 50% =	1,805,590 千円
北海道	: 3,611,180 千円 × 5% =	902,795 千円
砂川市	: 3,611,180 千円 × 5% =	902,795 千円
（うち特別交付税）	: 902,795 千円 × 8/10 =	722,236 千円
砂川市（補助対象外）	: 509,371 千円	
砂川市負担額計	: 902,795 千円 + 509,371 千円 =	1,412,166 千円
	（うち特別交付税額	722,236 千円）

(8) 作業工程

作業名	工程名称	実施年
地籍調査事業計画・事務手続	A 工程	前年度
地籍調査事業準備	B 工程	前年度
地籍図根三角測量	C 工程	1 年目
一筆地調査 地籍調査素図の作成	E1 工程	1 年目
一筆地調査 現地調査	E2 工程	3 年目
復元測量 筆界案の作成	R1 工程	2 年目
復元測量 現地仮杭設置	R2 工程	3 年目
地籍細部測量 細部図根測量	F I 工程	2 年目
地籍細部測量 一筆地測量	F II ・ 1 工程	3 年目
地籍細部測量 地籍図原図作成	F II ・ 2 工程	4 年目
地積測定	G 工程	4 年目
地籍図及び地籍図の作成	H 工程	4 年目

地籍調査事業の作業手順



A 工程（事業計画）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍調査事業計画 ・事務手続き	・全体計画の作成（事業期間、着手順等）	直営
	・関係機関との調整（管轄法務局等）	
	・事業計画の策定・公示	
	・実施に関する計画の作成	
	・作業規程の作成	
	・国土調査の指定及び実施の公示	

B 工程（事業準備）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍調査事業準備	・実施組織の確立	直営
	・補助申請	
	・作業班の編成または外注先の選定	
	・推進委員会の設置	
	・趣旨の普及	

C 工程（地籍図根三角測量）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍図根三角測量	・作業準備	委託
	・選点	
	・標識の設置	
	・観測及び測定、計算	
	・点検測量	
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営

R 工程（復元測量）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
筆界案の作成 R1 工程	・作業計画	委託
	・現地調査及び測量	
	・調整計算	
現地仮杭設置 R2 工程	・作業計画	委託
	・筆界確認案「仮杭」の測設	
	・筆界仮杭測設記録図の作成	

E 工程（一筆地調査）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
調査図素図の作成 E1 工程	・作業準備	委託
	・作業進行予定表の作成	委託
	・単位区域界の調査	
	・調査図素図等の作成	
現地調査 E2 工程	・現地調査の通知	委託
	・標札等の設置	
	・市町村の境界の調査	
	・現地調査	
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営

F 工程（地籍細部測量）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
細部図根測量 F I 工程	・作業準備	委託
	・選点及び標識の設置	委託
	・観測及び測定	
	・計算	
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営
一筆地測量 F II-1 工程	・作業準備	委託
	・観測及び測定	委託
	・計算及び境界点の点検	直営
	・実施者、認証者検査	
地籍図原図 F II-2 工程	・作業準備	委託
	・地籍図原図の仮作図	
	・地籍図原図の作成	
	・実施者、認証者検査	直営

G 工程（地積測定）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地積測定	・作業準備	委託
	・地籍測定、計算及び点検	
	・実施者、認証者検査	直営

H 工程（地籍図及び地籍簿の作成）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍図及び地籍簿の作成	・地籍調査票、地籍図原図の整理	委託
	・地籍簿案の作成	
	・実施者検査（閲覧前）	
	・閲覧	直営
	・誤り等申出	
	・数値情報化	委託
	・認証申請関係書類整理	直営
	・実施者（閲覧後）、認証者検査	

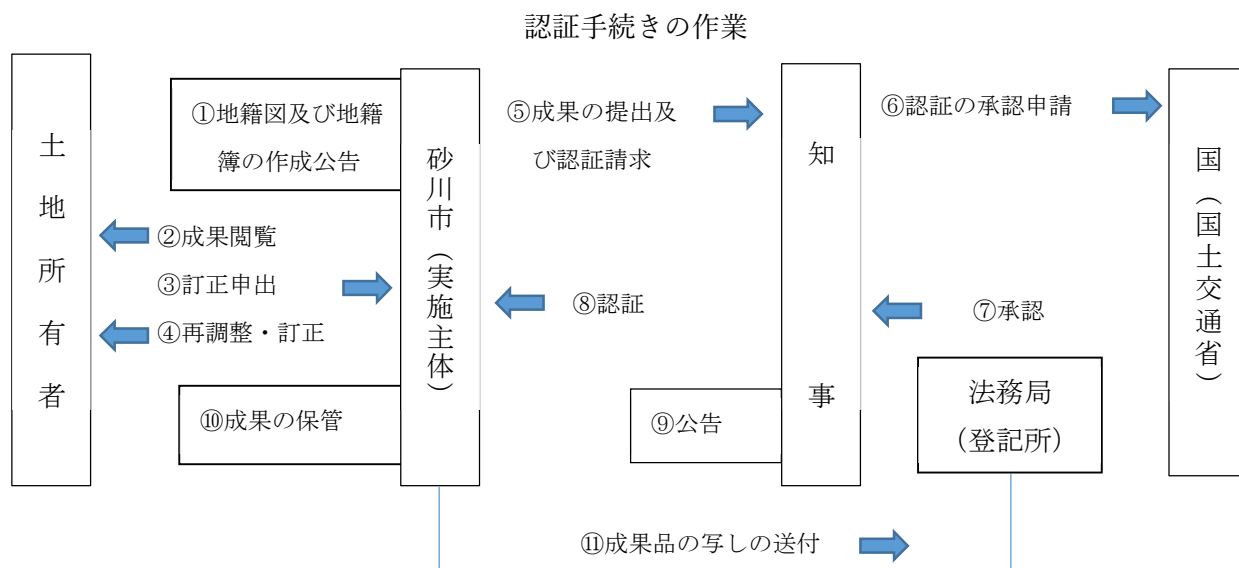
(9) 地図及び簿冊の閲覧及び送付

実施主体は、地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合には、遅滞なく、その旨を公告し、事務所において公告の日から20日間閲覧に供する。

また、閲覧後は、知事に遅滞なく、その地図及び簿冊を送付する。

(10) 成果の認証

実施主体は、送付した地図及び簿冊について知事に対し、その認証を請求することができる。知事は、請求を受けた場合、その成果の審査の結果に基づき測量もしくは調査上の誤り、政令で定める限度以上の誤差がある場合を除き、認証しなければならない。



(11) 成果の写しの送付

知事は、地籍調査の成果を認証した場合、登記所に当該成果の写しを送付する。

登記所は、送付された地図及び簿冊に基づき台帳の記載を改める。よって地籍図は、従来の公図に代わり、不動産登記法第14条に基づく地図として備え付けられ、地籍簿に基づき登記簿の登記事項が変更される。

III. 地籍調査成果の維持管理

1. 地籍調査システムの導入

(1) 目的

地籍調査作業規程準則第89条第2項の規程に基づき、地籍図及び地籍簿は、そのまま保管することとなるが、「地籍調査後の土地の異動等については、電磁的記録を用いて継続的に補正する」とされている。

地籍調査支援システムを導入し、地籍情報の正確性を保持しながら異動更新業務を適正に行うことにより、地図情報を利用する各種事業への情報提供に努め、様々な計画策定への活用を促すなど高度利用を推進する。

(2) 導入利用システム

① 地籍調査事務支援システム

地籍調査の準備開始時から現地立会、閲覧業務、認証申請、法務局への成果の送付等の事務効率化に対応し、情報の検索及び各種集計作業が容易にできるなど、調査前後の土地に関するすべての情報管理が可能なシステムである。

登記簿と公図、地籍簿と地籍図の情報の整合性の確認、地籍調査の流れに沿っての点検や照合を行うことを目的とした事務的な作業を支援するシステムである。

基本は、帳票作成が主な利用となるが、現在の調査業務の支援においては、次に掲げる地籍情報管理システムとの連携利用が不可欠である。

② 地籍情報管理システム

地籍調査後の成果をまとめ、土地情報の維持・管理をすることができるシステムである。

情報の正確性を保ちつつ、異動更新を容易に行うことができることから、地籍情報を利用する各種事業への情報提供が可能となり、費用削減効果が期待できる。

また、正確な情報を保持した最新の管理システムの導入によって、地籍調査成果の閲覧や提供等、利用者への問い合わせに対する迅速な対応が可能となり、住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

③ 庁内関係課における地理情報の利活用

庁内各課においては、地番図データベースとした様々な地理情報システムがすでに導入されている。地籍情報管理システムの導入により、地籍図を含む地籍成果データの提供が可能となることから、地籍調査完了後の地図データの整備を計画的に進めることにより、各課で利用する地図の基図として統一化が図られ、地理情報の高度利用が可能となる。将来的に地理情報の一元管理や更新作業が可能となれば、より維持管理が効果的になり委託経費等の軽減が期待できる。

IV. 啓蒙活動

1. 住民啓蒙活動

地籍調査事業の趣旨を市民に広めるため、関係機関のポスターに活用、市広報誌、ホームページ等を活用した普及啓発活動を進める。また市で作成する「地籍調査のしおり（仮称）」を活用し、単位区域毎に適宜説明会を開催しながら周知活動を図り、円滑な事業の推進に努める。

V. 地籍調査の推進について

1. 地元協力体制の確保

実施区域に関係する自治会長や関係機関等に地籍調査の趣旨の普及、啓発等の協力を要請し、地籍調査事業の円滑な推進を図る。